

横井利彦

昨晩の動議が提出され可決され、ヒヤアズ小委員会をもって調査することになりました。

126 十一月二十二日開催される全日本山岳連盟評議員会 に提出する緊急動議

石岡

議題

昭和三十一年六月二十三日、日本山岳会前関西支部長 篠田軍治氏に対する岩稜会石原国利氏の告訴に関する事件の解決への要望について

提案理由

標記の告訴事件は登山界にとって不祥事であるが今となつては当事者において円満に解決され、告訴が取り下げる事が望ましい、しかるに右事件に関するこれまでに公表された、昭和三十一年十月発行の岳人一〇二号新保正樹氏の記事と十一月十一日三重県山岳連盟の声明とは対立しているのでこのままで解決の望みは少ない。一方報道機関はこの事件を大きくとりあげ社会的にも問題となつて居るので当局がこれを軽視することは考えられず、このまま放任されば法廷斗争という登山界にとってより大きな不幸を見る可能性が強いと思はれる。又当事者以外のこのような対立が登山界に存在することも

(2)

もとより好ましいことではなく早期解決が望まれることはいうまでもない。告訴者たる石原国利氏を支持する岩稜会の見解は「話し合による解決はもとより可能であり、又当方にあやまりのあるときは卒直に陳謝申し上ける」というものであつて、解決は困難でないと考へられ、一方この対立を円満に解決すべき役目は全日本山岳連盟が最適と考えられるので登山界社会の明朗化のため連盟が標記事件解決への努力を議決していく所くニトを要望する。

関係資料

- (一) 告訴状並に告訴と同時に発表された岩稜会の見解
- (二) 告訴をとりあつかつた報道の模様
- (三) 岳人一〇二号に発表された新保正樹氏の記事
- (四) 三重県山岳連盟声明（昭和三十一年十一月十一日発行）

(四) 三重県山岳連盟 声 明 (昭和三十一年十一月十一日発表)

昭和三十年一月二日、前穗高岳東壁で起きたザイル切断墜死事件並びに、昭和三十一年六月二十三日、当時、日本山岳会関西支部長であられた篠田重治氏に対する岩稜会石原国利氏の告訴事件は登山界にとつても、社会にとつても、誠に遺憾の事件であった。今後再び二つのようなことが起きないよう原因が追求され、反省されるべきところには反省がなされなくてはならない。我々はそういう意味でこれらをつぶさに調査してきたのであるが、ここにはからずも後に示す九項目の疑問にぶつかったのである。

これらの疑問が関係者によつてどのように解答されるかは知らないが、おそらく以下示す二つの誠に重大な疑惑につながっていくものと確信する。

①生命に関する品物を取扱う人々には、危険防止のための万全の注意義務が課せられてゐる。この義務は、大衆の生命が守られるべき根本のものであることはいうまでもないが、近時、悲惨な事故頻発の原因は、この不足によるものとみられ、この昂揚がますます強調されてゐるところである。しかしながら、これら九項目の疑問が示すところは、注意義務の昂揚どころか日本を代表するような大メーカーが、この義務を全く無視して

今まで、自己を不当に有利にしようと試みている頗著な例と考えざるをえないものである。従つて少ししかかる疑惑が事実とすれば人道上、商業道德上、誠に許しがたいものであり、単に大衆の安全が保たれなければならず、且下の大切な時に世界市場から日本メークーの信用を失う結果にもなりかねないものである。何となれば万年筆のように人命に關しないものでも、日本メークーには商業道徳上の非難がある時に、ましてや生命に関する呂物についてのこのような行為はそれとは本質的な違があり、これがもたらす結果は、はかり知れないものがあると思われるからである。

②これらの疑問が示すものは誠に殘念なことではあるが学者が学者としての立場を忘れ真実をおかし、人命尊重の精神を犠牲にしてまでも、メークーを不当に有利にしようとしているという結論に、みちびかれていかざるをえないところのものである。もとよりかかる行為は、社会の最大の不幸となるものである。なんとなれば、社会における唯一の絶対性、客觀性をもつものとみなされている学者が、もしも不正に利用される時は、もはやこの不正を追求する方法はなく、不正は横行し、社会は戦慄すべき状態となるにちがいないからである。

要するに上記二つの疑惑は大衆を生命の不安においおとし、社会の秩序を根底からくつがえすものであつて絶対に黙過出来ないものである。しかして二のよう有忍るべき事態から社会が救われるためにはこれらすべてが明らかにされることによつて厳に批判され、閣原者において、今後再びかかる二とのないよう充分な反省がなされる以外に道はないと考えられる

我々は次にこの疑惑の根柢となつた九項目の質問を提出する

日本山岳会関西支部長大阪大学教授藤田翠岩氏に対する質問

(1) 昭和三十年四月二十九日愛知県蒲郡市東京製鋼株式会社内(貴殿御指導のもとに行われたザイル一登山綱)に関する公開実験は、その内容が昭和三十年一月二日前徳高岳で発生したナイロンザイル切断による不可解な墜死事件の死因鑑定とザイルの性能に關し登山者の危険を防止すべき重大意味をもつてした事は、公開実験に立合つた多数の新聞社、登山家の發表をみて明らかであり、又貴殿が実験前既に言明されたことでもあります。従つて、かる重大臣意味をもつ公開実験においてじ心観察が誤つた見解をもつときは、死因については関係者に犯罪容疑者としての迷惑を与える、ザイルの性能については一般登山者に生命の危険というはかり知れぬ迷惑を与えることになるということは言をまたないところであります。従つて貴殿は実験を進められるにあたつて、観察かかりにも誤解をもつ二とのないよう充分な御配慮が必要であつたということは申すまでもありません。換言すれば、貴殿はこの実験前に、貴殿御指導による公開されまい実験等によつて正しい死因とみなされるも

のがナイロンザイルの重大な欠陥に基くものであることを既によく御承知であったのですから該公開の実験ではその点を誤りなくお伝えにならなければならなかつたのであります。しかるに貴殿は、実験にあたつてその点には言及されず、且つ実験には誠に不都合な実験装置即ち、外観は死因の向題点、即ちザイルの性能について向題となつてゐる点を明らかにするのに相応しい装置であるかのようにみえながら、実際には貴殿の確信される御結論に対し全く逆の結果しかあらわれないという実験装置を使用して、ザイルの性能に関する向題点の実験とか、墜死事件の現場條件の再現をされました。一方この実験の模様を報じた新聞記事や文献の内容が、貴殿が確信される御結論と全く逆になつてあらわれ、そのため今回の事故の死因について関係者に重大な迷惑とザイルの性能について登山者の生命にかかる誤解がおきたのであります。我々は事態をかくあらしめた原因はひとえに貴殿の公開実験によるものと考へるのであります。

(2) 貴殿は昭和三十年十一月十八日岩稜会の代表等と会見されましたとき、「蒲郡の公開実験は強い方の実験であつて、弱い方の実験結果は発表しなかつた」と説明され(註一)更に「ナイロンザイルは鋭い岩角でも強い」と報じた新聞社、実験立派人を堅卒だと説明されたそうですが、強い実験のみを見せたといわれながら「強い」と報じたのがどうして堅卒なのか、又岩角に重大な欠陥のあるザイルが岩角の実験で強いとはどういうことか御説明をお願いします。

註一 この会見のとき後述の新保正樹氏が同席されました。同氏の岳人一〇二号の記事中「ナイロンの良い面、悪い面を示す実験が錯綜した」という文章がありますがこのことを意味するものと考えます。

(3)

註2 後述(5)の山日記の「優れた矣だけが強調されるので注意しないと万能と誤る」との記事を二
れにあてはめれば、新聞記者、実験立合人は注意能力が乏りなかつたことに尽り、たとへその上め
に生命を失う登山者が出てもその責任は新聞社、立合人の軽率さにあることになります。要するに
注意義務を無視されることが妥当となれば殺人も正当となります。

(4)

同上の会見において岩稜会から「現在の登山界には、ナイロンザイルについての誤解があるから遭
難防止のために早急にその誤解をといてもらいたい」との主旨を文書並に口頭でもってお願ひしたこ
とに對して、貴殿はその必要を認め、それを約束されながら、十二月二十日岩稜会に出された御書簡
では「今後ザイルを売る際には使用者が使用法を誤らないように十分な対策を立てる事はメー カーと
しても認めている」と言われていますが、これによれば貴殿は、登山者の現在の危険はあつてもかま
わないと考えていられるよう 我々はうけとらざるを得ません。もしそうであるとすれば、登山家と
して、又学者としての貴殿のかかる御態度はいかように解釈すべきなのか、この矣の御説明をお願い
します。

(5) 貴殿の御執筆による昭和三十一年山日記(もつと山雄成ある文献)四十一頁では、九十度の岩角で
の衝撃テストで、ナイロンザイルは麻ザイルの約四倍強いと詳細な実験データを示していられるが、
これは岩角の丸い時のデータであつて普通岩山に見られるような直角の丸くない岩角にはあてはまらな
いと思います。(前記十二月二十日岩稜会に出された御書簡には、ナイロンザイルならばどのザイル
でも事故のおきた條件即ち約九十度の岩角支点での約五〇厘の墜落で切れるであろうと書かれており
又それを裏付ける岩稜会の実験を正しくと認めてみえます。)

即ち二〇データーを岩角が丸いという但書きを明記せずに発表されることは、登山者にとつて危険
がありはしないかと考えます。貴殿がもし山日記の記事に、登山者に危険をもたらす可能性のあるよ

う反あいまいな臭が少しでもあると考へられたならば、そのようす誤解の起らぬよう書かれるべきであり又ただちに山日記を訂正さるべきであると考へます。この臭お答え下さい。

(5) 同じく山日記四十五頁に於いて、貴殿は「合成繊維のサイルのようなものは問題である。新製品が出た時には、廢れた臭だけが強調されるので注意しないと万能のように思ひがちである。要は欠臭を察知することである……」と記されてゐるが、生命の危険を伴う欠臭のある品物が、かりそめにも万能の印象で売り出されることがあつてはならぬと思ひます。即ち生命に関する品物では、誇大宣伝と注意能力との競り合ひがあつてはならぬと考へます。一般的の品物であれば、注意能力が不足していとも、その品物を買って損をするだけであります。生命に関する品物の場合は、生命を失い取返しがつかないと考へます。然るに貴殿の表現には、生命に関する品物についても誇大宣伝と注意能力との競り合ひを社会の現状止むを得ないこととして認められているかのようすひびきが我々には感ぜられます。山日記という最も權威ある文獻の中で、もしも二うした受取り方が出来るものとすれば、そうではなくて注意義務が軽視されがちの社会の現状にかんがみ、注意義務意識の昂揚を阻害する二ととなり、他の二とと異つて放任することは出来ないと考へます。此の臭御説明して頂き、貴殿においこしもそうちした疑を感せられたならば山日記の記事を訂正して頂くようお願ひします

(6) 貴殿は四月二十九日の蒲郡の表示に関する岩菱会々員石原国利氏の名誉毀損による告訴に関し、新聞社に対し「これは純學問な問題で学会で発表し（三十年十月）歐文で發表（三十一年）してあるから責任はない」という意味のことを言わわれてゐるようであります。かりにそれらの内容が正しいものであつたとしましても、我々には次の臭が理解出来ません。即ち事故発生當時万能であると信じられていたナイロンザイルが三本もあつてなく切れ、ザイルに欠臭があるか否いかが論議され、現に生命の危険状態にあり動搖しこりるのは、日本の登山家であります、従つて日本山岳会関西支部長であります

この問題の解決に乗り出された貴殿は、これ等日本登山家の危険を防止するよう御努力せねばならぬことは当然だと考えられますのに、貴殿はザイルの重大欠陥を発見されても、それを日本の登山家に発表されず、しかも社会に向つての大々的な公用実験では、ザイルの重大な欠陥を全く見あやまるような実験をされ、地方登山家には縁のない学会の席とか、日本人には読み辛いような欧文で事実を発表される。一本二本で日本の登山家の不安が完全に解消されるとお考えでありましょうか、無論、英文で発表されるニとも大切とは考えますが、何故にます日本登山家にこそ何をおいても眞実を伝えられるべく努力されなかつたのでしようか。この点を御説明下さい。

東洋レーヨン株式会社に対する質問

(1) 貴社発行のパンフレット「ナイロンと産業」の五頁には、命の繩として電線工夫の安全 帯についてナイロン帶の優秀性を述べ、金属性の折りガサガサの縁としすれ合う試験で、普通の帯の三倍も強いと書かれています。しかし三十年一月二日の墜死事件直後に、篠田教授指導のもとに貴社研究室でなされた三角ヤスリでの「コスリッケ」の実験では、事故ザイルは従来の麻ザイルの二十分の一の強度しか示されてなく、事故ザイルはザイルとして不適当だと結論されています。事故直後に不適当だと結論されるようなものをどうして優秀ザイルとして宣伝されましたか。又二の両実験の差はどうにあるのでしょうか。生命に関する呂物では呂物の優れた点と共に当然欠点も強調さるべきであるとは考えられませんか。又貴社は上記ヤスリの実験によつてナイロンザイルの重大な欠陥という登山者の生命にとつて誠に大きな事実を発見されておきながら、これを発表されず、しかも三十一年九月十日、日本山岳会発行の山岳カタログの表紙の裏には、ナイロンザイルの宣伝を何んの但書もつけずになされたのはどういうわけでしょうか。上記について御説明をお願いします。

(註) 例えは東洋レーヨンの宣伝のため欠点を知らずに使つて墜死しても篠田氏の山日記(5)によれば新製品が出た時には、優れた点のみが強調されるものだ、要は注意が足りない、軽率だとされてしまつた。

しもう可能性が考えられます。これは前穗高岳で墜死した若山君の場合にもあてはまります。

東京製綱株式会社に対する質問

(8)

雑誌「山と溪谷」(193号)(昭和三十年七月発行)で、昨年北アルプスで三回も切歎事故を起したナイロンザイルは、その後メーカーの東京製綱でも科学的テストを行つて保証していると書かれています。一方事件直後、岩稜会から提出されたナイロンザイルに対する疑惑として「岩山では、岩角は丸く右角が立つているがそういう場合にナイロンザイルは麻に比べて弱いのは何いか」ということは新聞にも(三十年一月)雑誌にも(三十年三月)発表されました。その後三月二十四日貴社と東洋レーヨンとは全岳連及び山と溪谷を通じて「詳細なデータがあがるまで一時使用を停止されたい」と発表されましたか、前記の「山と溪谷」七月号の記事は、ナイロンザイルが岩稜会のいう場合でも強いといふこと、科学的テストによつて保証されたという意味にうけとれます。又三十年七月二十八日蒲郡で日本織維学会関係者約五十名の前で岩角実験をされナイロンザイルの優秀性を示された。当時、貴社では既にナイロンザイル、特に事故を起しちた8ミリザイルはザイルとして使用出来ないことを承知されているはずでありますか、何故このような実験をみせられましたか、又三十年十一月十日発行の「積雪期登山」では、貴社の兩宮氏は「ナイロンザイルは非のうちど二ろがない」という助言を与えておられるようであります。又前記科学的テストを行つて保証されているはずのナイロンザイルのうち例えれば明神岳で切れたりミリナイロンザイルを貴社はいつのまにかザイルと呼はず補助綱と呼んでおられます。又貴社の高柳氏は、三十一年三月十九日のスポーツ日本新聞で「事故の原因は、ナイロンの誇大宣伝を信じすぎその後に指摘された欠点を誰もが知らぬからだと思つてみえます」が、欠点はいつ指摘されましたか、又生命にかゝわる欠点を誰もが知らぬ様な状態で指摘されるとはおかしいではありませんか(篠田氏の英文発表と同一傾向と思います)ザイルの製作取扱いにあたつては当然万全の注意義務がはらわれているはずのメーカーとして、以上の諸点を説明されたい。

(9)

岳人102号「登山とプラスチックの装備」の著者新保正樹氏に対する質問

の殆んどない地域ならば、ともかく、内地の岩場での使用は絶対に避くべきで、鋭い岩角で急速にスリップすると、融解を伴つて人間の体重で切断することがあるようである。——この尊い犠牲を無にすることがなく岩場でのナイロンザイルの使用を機に慎んでいただきたいと思うと同じく37頁「その当時はナイロンザイルが切れるはずなく、岩稜会の使用法を否とする風潮が圧倒的であると共に」

実験結果もナイロンの良い面と悪い面と互に反対の結果が錯綜したため、誤解は誤解を産み岩稜会より篠田氏の発表を否とする印刷物、新聞記事および法的処置が行われたことは我が山岳界の不祥事であり、一日も早く良識をもって、かかる不祥事が撤回され——と記されてあります。貴殿は「ナイロニの良い面と、悪い面の互に反対の実験結果が錯綜したため、誤解は誤解を産んだ」といわれています。誤解とは①貴殿の「墜死の原因は、ナイロンザイルの知られざる欠陥である。ナイロンザイルの岩場での使用は禁止すべき」という結論に対して、新聞社、雑誌社の発表した「ナイロンザイルは鋭い岩角にも強く、死因は同行者の発表以外にある」という誤った見解と②岩稜会がそれを見て篠田氏の犯罪行為と考えてしまつたという誤った見解のことだと考えます。これについて我的見解を述べます。

まず①についていえば申すまでもなくこの誤解は、死因に関するものであり、当時の事情として開原者に犯罪容疑者としての疑惑を与える性質のものであります。一方これは生命に関する誤解であつて、正に致命的であります。何となれば危険防止は誤解がおきこしまつてからではもう遅いからであります。

次に、廻故二のような誤解が産れたかを考えてみます。貴殿は、それはナイロンの良い面と悪い面の実験結果が錯綜したたのだとわれますが、二のような重大な問題については権威のない一般の人

スはメーカーとか使用者という一方の色のついている人の実験結果というものは問題にされませんので、どうしても当時の最高責任者の裏付けだけが問題にされます。又生命に関するものでありますからその最高権威者がもしも欠点があるとのこといわれれば、欠点がないというような誤解が生れるようなことは絶対にないと考えます。換言すれば、このようは登山者の生命に関する重大な誤解か、新聞雑誌に大きくとりあげられるためには、最高権威者の、それ以外に解釈の出来ないような裏付けがあったからだと考えられます。さて、実情はどうでありますか。

貴殿もいわれるよう、當時岩稜会によつて事件直後に「ナイロンザイルは鋭い岩角に弱く、ザイルの切断はそのためではないか」という疑問が提示され、さえも、ナイロンザイルは切れるはずがなく事故の原因は、同行者の使用法のあやまり（ザイルをアイゼンでぶみつけた、ザイルの結び目がとけたのであつて切れたのではない等）であるという風潮が圧倒的であります。こういうとき、貴殿の恩師である篠田教授は、実験により貴殿の申されている結論即ち、ナイロンザイルの重大な岩角に対する欠陥と、死因がそこにあることを確信されたのであります。当然篠田氏は、日本山岳会関西支部長として、専者として又この事件の究明に乗り出された方として死因という社会にとつて重要な意味をもつ事項を明らかにするために、早急にこの事実を発表されるべきであったと考えます。又もしそうされれば、このようお怒るべき誤解は絶対に産れるはずはなかったと考えます。しかるに、篠田氏はこれについては全く言及されず九〇度、四十五度という岩角を使つて、しかも自己の結論と全く逆の結果を示しつつある公用実験を黙つて行われたのであります。新聞記者、立会人が重大な誤解をおかしたのも当然と考えます。（中部日本新聞の記者は「自分の目でたしかめ、周囲の人々にもきてあの記事を書いたのであり、それを篠田氏が新聞社は堅辛だとわざとすれば、実にけしからん」といつています）

篠田氏は当然そのよう研究を中止して既にもつておられた結論を誤りなく伝えられるべきだった

と考えます。これは人道上当然すぎる事と考えます。何故黙つていられたのでしょうか、人道上黙つておれるはずがないのに黙つてみえたという事実、その疑いこそが篠田氏の犯意へ自分がこういうことをやればそれがどういうことに石るかという結果の認識、これは常識でわかるにちがいないのにそれでしもわからぬという場合は犯意は石いことになりますがそのかわり精神鑑定を必要としますと背後にあるいまわしい陶原を最も確弁に物語つけるとはいえないと考えます。

次に②の誤解について貴殿は、誤解が生じたことを問題にせず、岩後会の態度を不祥事といわれています。通常誤解の中には、問題にするほどのことないよう互誤解が多いことも確かです。しかし、誤解そのものが犯罪とみなされることもあると思います、例えば刑法第百七十一條（法律により宣誓したる鑑定人虚偽の鑑定を爲したるとときは三月以上十年以下の懲役に処す）にあるのは故意に誤解をおこさせた場合にあてはまります。蒲郡での公開実験の場合、篠田氏は正規の鑑定人でなければいけないだけで、その影響効果は正規の鑑定の場合とかわりません。即ち誤れる死因の発表について、同行者が犯罪容疑者（早稲田の陶原氏が化学に書かれ石ように、同行者は自分の罪をメークターに有りつけようとして、切れないうさぎが切れなうと称してメークターの信用をキソンしちう刑法第二三條容疑及び切れないうさぎが切れたことに關しての当然おきてくる重大な醜行容疑）としての疑惑をうけたことは当然であります。これがどうして問題にならない誤解でその誤解の解消を求める行為が不祥事なのでしょうか。

御説明をお願いします（例えは悲惨なミルク事件の原因がミルクに砒素が入っているかどうかが、問題のときに、この事件の最高権威者が砒素の入っている事実を知りながら問題のミルクで砒素検出の実験装置を使ってヒ素が入っていないという実験を社内社、専門家の前で公開されたとします。そのためヒ素が多量に混入しておつて絶対にのんではいけないという毒入りのミルクに「砒素が入っているところか從来よりも遙かに安全である」という恐るべき誤解が生れたとします。この誤解が化学

間的な問題であるからとして問題にならずにそういう学者は不都合だといふことと同じと考えます。要するにこの重大な誤解の原因は蒲郡実験との他での篠田氏の態度並にメークーの行動にあることは明らかでありますのに篠田氏は登山界に対してその誤解を訂正されようとは全くふれられません。又前述のようにこの重大な誤解を早く改めたいといふ岩稜会の再参の折衝においても、篠田氏は言を左右にして何ら誠実ある態度を示していません。岩稜会の行為には若干の行過しあつたかも知れませんが貴殿のいわれるような岳界の不祥事の原因が岩稜会にのみかづいた二点だけは各種の資料を検討の結果我々は確信出来ることであります。

なお一例ですが当時、朝日新聞記者の氏は「岩稜会の面会申込に対して学者であり公務員である篠田氏が会われないのはおかしい。国民の自分に因する重大な疑問ならば聞くべきである。まして自分にやましい所がなければ当然会うべきでそれを公務怠慢であるとはおかしい。事のよし悪しからわらず以後の責任の一部は篠田氏の態度にある」といえるらしいわれど二点も岩稜会の正当な態度を推定するに足るものと信じます。

更に岩稜会は最後の手段として告訴時効きりきりの間にいたつてはじめて犯罪容疑者としての嫌疑をうけた石原の告訴を許してゐることも又右の事実を裏書きするものとは考えられないでしようか、それに貴殿が岩稜会の態度は岳界の不祥事と一方的に結論を下していられるのはどういうわけでしようか、何故誤解の原因を追求されないのでしようか、又貴殿は新聞に出たことを不祥事といわれますが新聞社は岩稜会の見解並びに告訴当日篠田氏が新聞記者に対し二れらの疑惑を解消され行かつた点から以上のことを事実と確認し、このよう岳公共のための重大な疑惑が解決されずにほむられる二点は黙視しがたいとして正しい解決をうながす意味でのよう人大々的にとり上げられたものと考え、我々は新聞社が告訴を取上げたことを別に不祥事とは考えませんが何か別の考へ方がありますのか御

説明お願ひします。又貴殿は早く良識ある態度に出るようとの御言葉でありますか、現在元マナスル隊長をはじめ実に多くの人々がニの事件の社会的重大性を信じ、これが正しい解決を願つてみえる以上以上の態度が解決されずに単に岩谷会の輕卒ということのみで事態をおさめることには賛成しません。まず以上の諸事について解決される二点が先決と考えます。我々は貴殿が篠田先生と師弟の因縁であると、う御立場には衷心より御同情申上げます。が今や社会正義確立のため正しい御努力をしていただき二点を御願い申し上げるのみであります。換言すれば、ニの事件の最上の解決は今や篠田氏がお氣の毒だとか、墜死した犠牲者やその遺族がうらみをもつているなど、二点を考へないですべて公益のため社会秩序維持のため大衆の将来の幸福のためにのみ諦ぜられる以外には求められないと考えます。

そのためにはすべてこの岡原者は謙虚に努力し、話し合い、人間としてなすべきあることは卒直に存するべきと考えます。どう存ればニの事件はむしろ明日の社会を明朗化するための誠に貴重な経験となり生きて生きるものと考えるのであります。併しながらニの事件はこれまでの経過から考へて日本人たとへて最も不幸な結果にみちびかれてゆく可能性が強いように思はれます。それは生命を守らるべき大衆にとって最大の道徳がこのよう光明快く、政党の色のつかぬスポーツといふ純粹の領域から生れた私情のない、大きな努力によつても遂にやハヤにほうむり去られてしまう可能性があるからであります。一方ニの様な力即ち金の力が学者という客觀性を手中に入れたときにはいかなる正義の努力も空しく大衆はその暴力の膝下に屈せざるをえないといふことを証明することに有りかねないと思ひます。しかして今後ニの様な種類の不正は安心して益々大手をふつて行われることが予想されるからであります。ニの事件は日本の不祥事件として進展し世界のもの笑いとなりそれこそ最大の不幸が出来事となつてゆくであらうことが想像されるのであります。貴殿には何卒これらの点をお考へになつて岡原者の謙虚な御努力により最上の解決を目指して明るい結末がつけられるよう御尽力あられんことを衷心お祈りするものであります。

昭和三十一年十一月十一日

三重県山岳連盟